

# 京丹後市暴力団排除条例を制定

財務部入札契約課  
市民部市民協働課

暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により本市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活の確保と青少年の健全な育成を図ることを目的として、京丹後市暴力団排除条例を制定しました。

## 条例の主な内容

この条例の主な内容は、「市、市民や事業者の責務」、「公共工事からの暴力団排除」、「市の事務事業、公の施設からの暴力団排除」、「暴力団威力利用行為、利益供与の禁止」、「青少年の健全な育成」、「罰則」などです。

これにより、市は公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者を契約の相手方にしないことなど、必要な措置を講じます。

## 公共工事からの暴力団排除

### ▶ 京丹後市暴力団排除条例第 11 条・第 12 条概要

#### 暴力団員等との公共工事請負契約の締結禁止

本市は、公共工事を請け負わせる契約（請負契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。（第 11 条第 1 項）

#### 暴力団員等との下請契約又は物品納入等契約の締結禁止

本市と請負契約を締結した元請契約者は、当該請負契約に係る建設業法第 2 条第 4 項に規定する下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（物品納入等契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。

（第 11 条第 2 項）

### ④ 建設業法第2条第4項に規定する下請契約とは…

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との当該建設工事の全部又は一部について締結させる請負契約をいいます。

### ④ 物品納入等契約とは…

たとえば生コンクリート（セメント、砂利、砂、化学薬品）、防音シート等の物品納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、産業廃棄物処理、土木作業員用の自動販売機の設置等が該当します。

他にも工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受けることについても当該契約に当たることとなります。

### 暴力団員等との下請契約の締結禁止

下請契約者は、暴力団員等との間で下請契約を締結することを禁止します。

（第11条第3項）

### 暴力団員等との物品納入等契約の締結禁止

物品納入等契約者及び下請契約者は、暴力団員等との間で物品納入等契約を締結することを禁止します。（第11条第4項）

### 誓約書を徴する義務

本市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者は、公共工事の契約を締結するに当たり、その相手方から、代表者本人のほか、法人等の場合はその役員や使用人についても暴力団員ではない旨の誓約書を徴しなければなりません。（第11条第5項）

### ④ 使用人とは…

支配人、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者。

営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務等について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者。

- ◆ 契約金額が 150 万円未満の場合は、誓約書を徴する必要はありません。  
ただし、1 件の公共工事に関し、同一の当事者間において締結された下請契約及び物品納入等契約が 2 件以上あり、その契約金額の総額が 150 万円以上となる場合は誓約書を徴する必要があります。  
※暴力団員等との下請契約、物品納入等契約が禁止される（誓約書を徴する）範囲は、P 4 を参照してください。

### 誓約書の保管義務

本市、元請契約者、下請契約者、物品納入等契約者は誓約書を 5 年間保管しなければなりません。（第 11 条第 6 項）

### 報告又は資料の提出

本市は、第 11 条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者に対し、報告又は資料の提出を求めることができます。（第 12 条）

### 罰 則

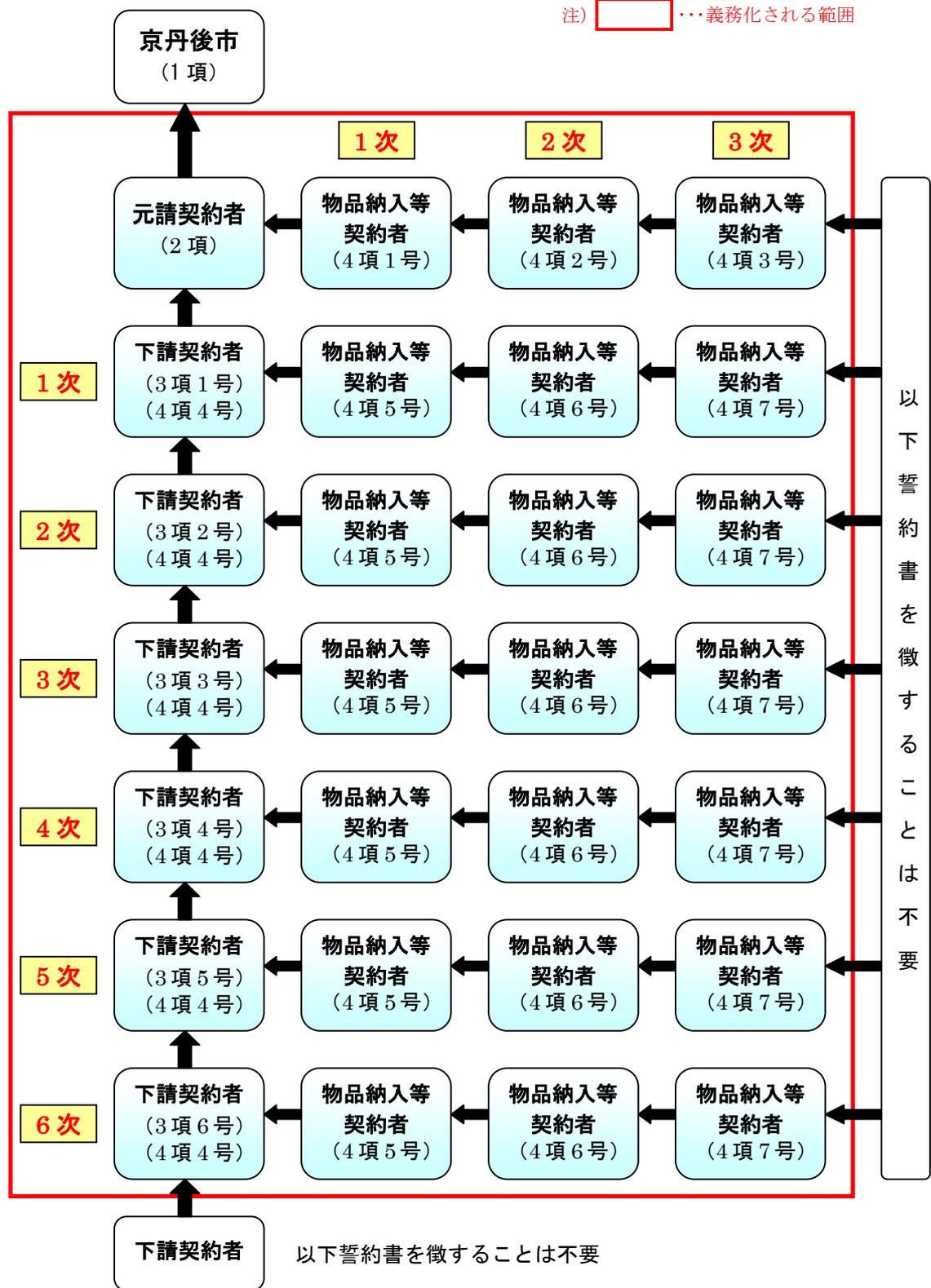
- 誓約書に暴力団員でない旨等の虚偽記載をして提出した者  
⇒ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（第 20 条第 1 項）
- 市への報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者  
⇒ 20 万円以下の罰金（第 20 条第 2 項）
- 誓約書を徴しなかった者、誓約書を 5 年間保管しなかった者  
⇒ 5 万円以下の過料（第 20 条第 3 項）

▶ 公共工事から暴力団を排除する範囲（第11条）

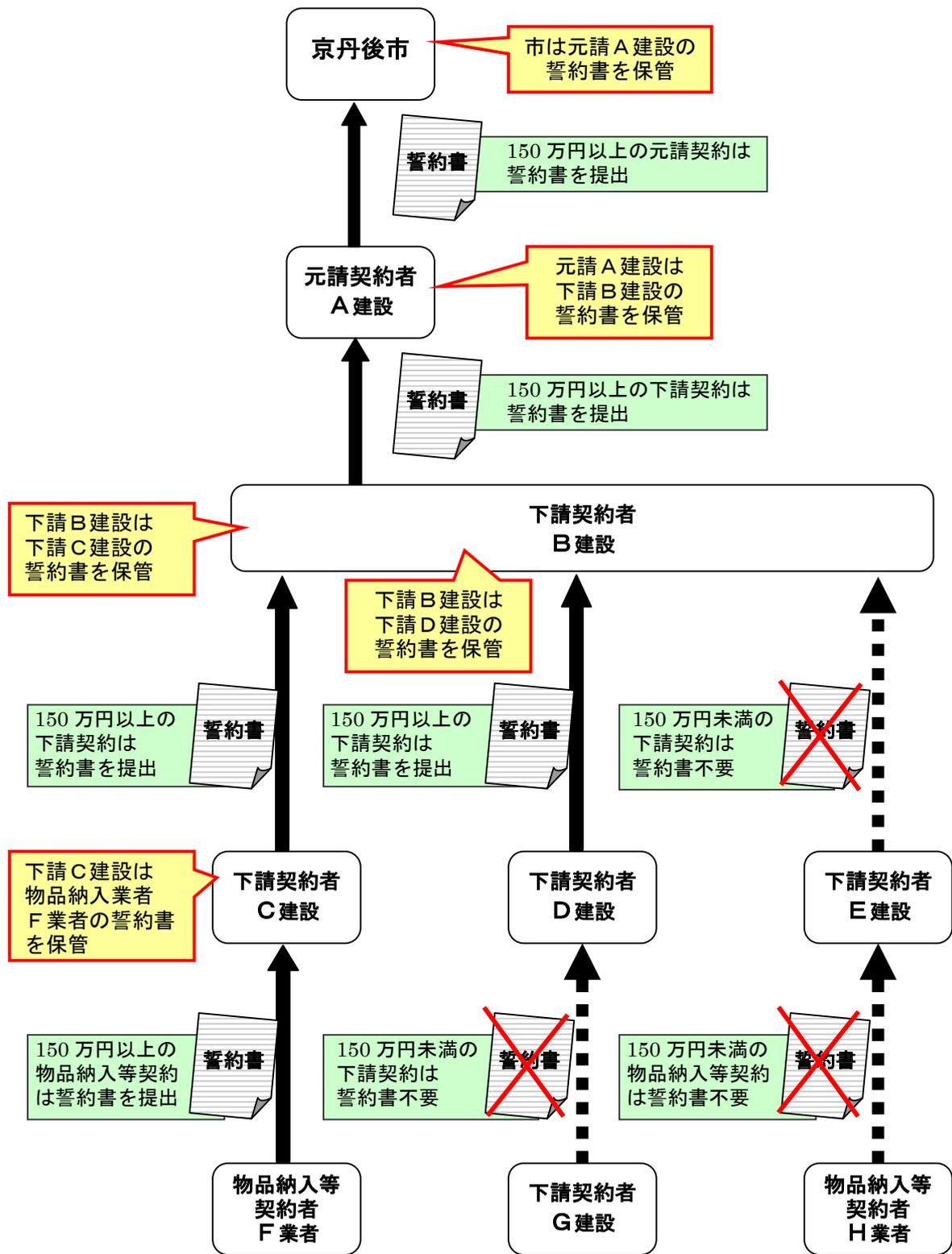
■ 誓約書を徴すること及び保管することが義務化される範囲 ■

契約金額 150 万円以上

注)      …義務化される範囲



▶ 誓約書を徴する事例



**解説** 誓約書を徴する時期は契約を締結する際です。

## ▶ 下請契約等の誓約書に関する留意事項等

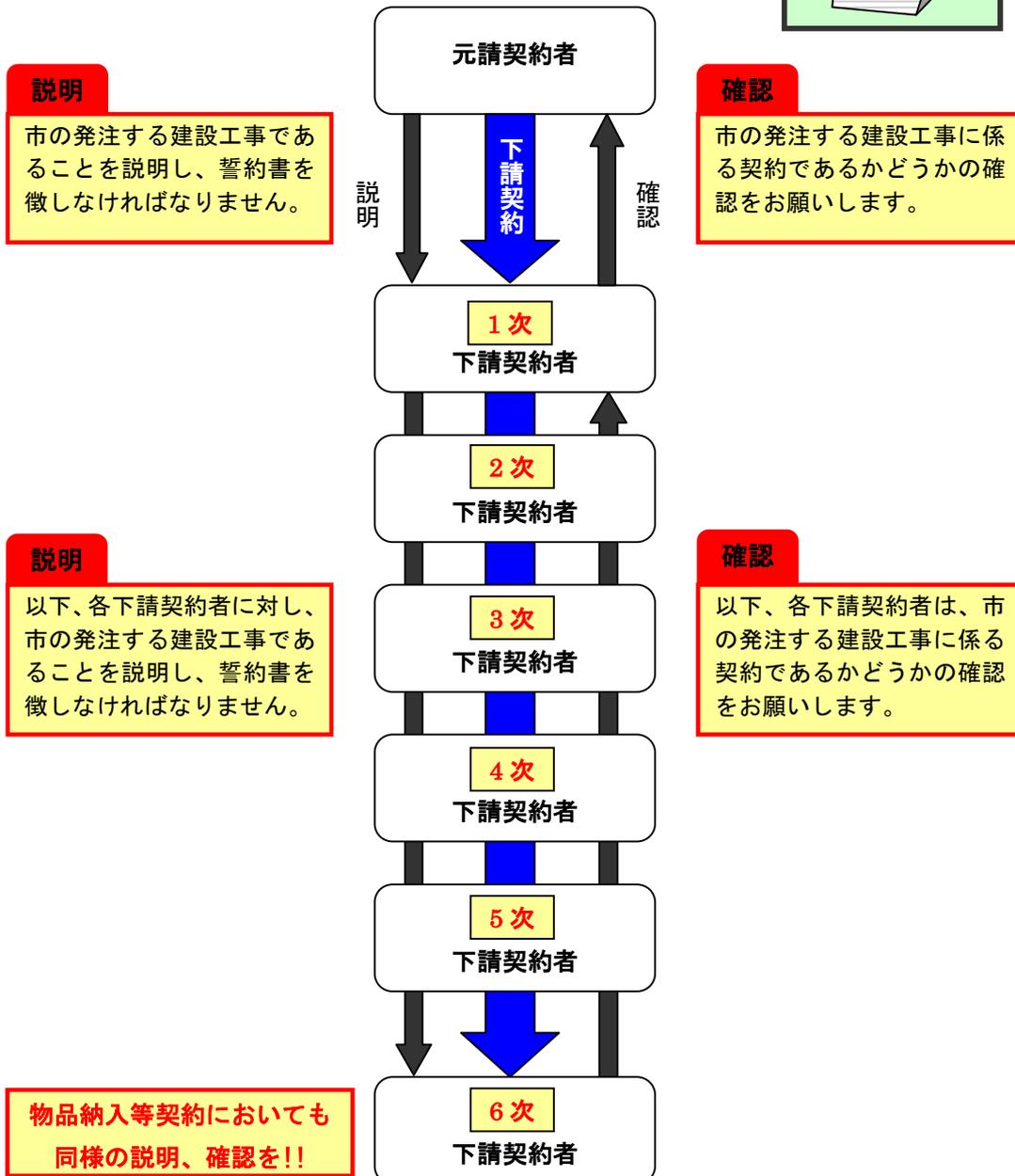
### 1 基本的取扱い

京丹後市の公共工事に関連して契約を締結する際は、締結しようとする契約の金額が150万円以上であれば、その相手方から誓約書を徴しなければなりません。

150万円以上の  
契約書



### 下請契約の説明と確認



## 2 基本契約の場合

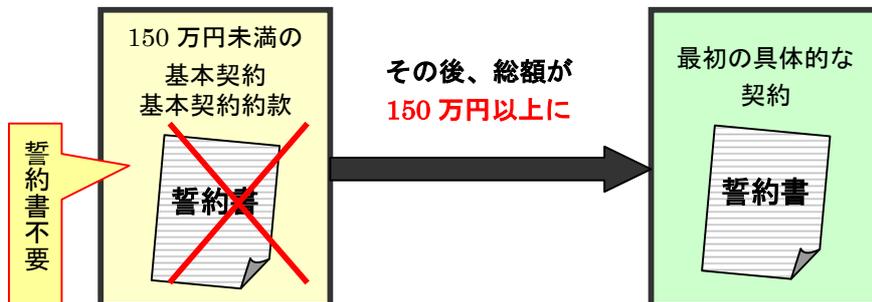
- ① 京丹後市の公共工事に関連する基本契約の金額が 150 万円以上であれば、基本契約の締結又は基本契約約款の同意の際に、誓約書を徴します。以後の具体的な契約（注文書・請書）においては誓約書を徴することは不要です。

契約内容を明示し適正な契約書を作成しなければなりません。

（建設業法第 19 条第 1 項）（9 ページ「参考」参照）

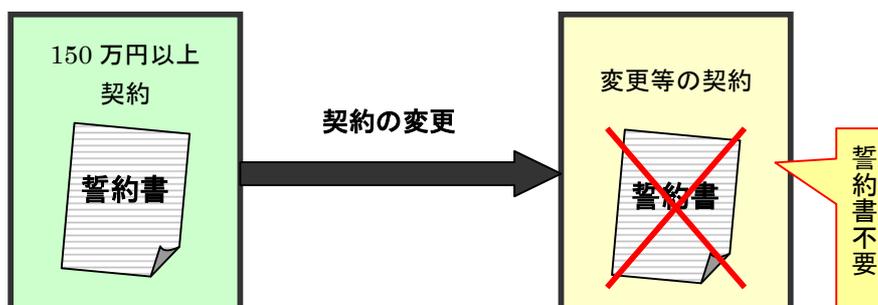


- ② 京丹後市の公共工事に関連する基本契約の金額が 150 万円未満となる見込みであるため誓約書を徴しなかった場合で、その後、当該基本契約の締結又は基本契約約款に基づく契約金額の総額が 150 万円以上となった場合、最初の具体的な契約（注文書・請書）の締結の際に誓約書を徴することとします。以後の具体的な契約においては誓約書を徴することは不要です。



## 3 契約変更の場合

- 市が発注する 1 件の建設工事について、すでに誓約書を徴している場合で、その後当該契約の変更等の契約を締結した場合は、改めて誓約書を徴することは不要です。



## ▶ 契約締結時に誓約書の提出が必要です

### 元請契約者

#### 入札案件

- 契約書提出時に**誓約書**を提出してください。
  - ➔ 提出しない場合は**契約を締結しません**。(提出しない場合、落札決定の効果が喪失し、違約金を徴収します。)

#### 随意契約案件

- 契約書提出時に**誓約書**を提出してください。
  - ➔ 提出しない場合は**契約を締結しません**。

#### 変更契約時

変更契約時に契約金額が **150 万円以上**になり、誓約書の提出が必要となる場合は、工事担当課（監督員）に誓約書を提出してください。

- ➔ 当初契約の契約金額が 150 万円未満であり、誓約書を提出していなかった場合

#### 注意

誓約書を提出しない場合や、虚偽の記載をして提出した場合は以下の措置がなされます。

- **条例第 20 条の罰則**
- **本市の指名停止措置要綱に基づく指名停止措置**

※下請契約者・物品納入等契約者は「下請契約等の誓約書に関する留意事項等」を参考に誓約書を提出してください。

- ◆ 誓約書の提出は工事ごとに必要です。
- ◆ 平成 25 年 1 月 1 日以降に契約を締結する案件から誓約書の提出が必要です。  
(既に契約済みの案件でも誓約書が未提出の場合で、変更契約後の金額が 150 万円以上となる場合や、新たに下請契約を締結する場合も、誓約書の提出が必要です。)

## 参 考

- 「注文書及び請負による契約の締結について」（抜粋）（平成 12 年 6 月 29 日付け建設省経建発第 132 号）

建設業法（以下「法」という。）第 19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。（○ 個別契約書 ）

- 1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の（1）又は（2）の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第 19 条第 1 項の規定に違反しないものであること。

（1）当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合（○ 注文書・請書 + 基本契約書 ）

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

（2）注文書及び請書の交換のみによる場合（○ 注文書・請書 + 基本契約約款 ）

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

- 2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

## 誓約書

別記様式（第5条関係）

年 月 日

様

住所（法人・団体にあつては事務所所在地）

氏名（法人・団体にあつては法人名・団体名・代表者名） ㊟

### 誓 約 書

私並びに京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号。以下「条例」という。）第11条第5項の規定に基づき、条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

なお、誓約事項の確認のための京都府京丹後警察署等に対する関係情報の照会及び取得について承諾するとともに、この誓約に違反した場合は、締結した契約は何らの催告を要さず解除され、これにより私が損害を被ったとしても何ら異議ありません。

**誓約書の様式は、京丹後市ホームページの「企業・事業主向け情報」→「入札・契約情報」コーナーからダウンロードすることができます。**

**契約に関するお問い合わせ：京丹後市財務部入札契約課 ☎0772-69-0170**  
**条例に関するお問い合わせ：京丹後市市民部市民協働課 ☎0772-69-0240**